

長浜市指定管理者選定 第2委員会（第6回会議） 議事録

・ 日 時：令和4年2月7日（月） 12：55～13：40

1 開会

・ 出席者、資料及び審査における注意点の確認

2 議題

(1) 指定管理者の変更に係る審査について

■湖北みずどりステーション（12:55～13:40）

- (1) 施設所管課（農業振興課）からの募集経過説明
- (2) 申請団体（4B 合同会社）による説明【別紙①】
- (3) 質疑応答【別紙②】
- (4) 審 査【別紙③】
- (5) 審査結果

指定管理者候補として適当と判断する者

所在地 長浜市

名 称 4B合同会社

代表者 代表社員 山本 享平

選定にあたっての条件

民法470条の2の規定による併存的債務引受を協定に織り込むか別契約で締結すること。

3 閉会

【別紙①】

湖北みずどりステーション 指定管理者変更 経過説明

申請団体（4B 合同会社）による説明

（申請者） 現在指定管理者の指定を受けている株式会社紅鮎において、宿泊事業と指定管理事業を含むそれ以外の部分で取引先や会計のすみ分けをどうしようか考えて経営してきた。経営の数字を見やすくするため、グループ会社として道の駅の一部業務を担う4B 合同会社を設立した。指定管理の指定を受けた後、コロナ禍の大きな打撃を受けて、これからの経営を銀行とも協議する中で、明確に事業計画を作成し機動力のある経営をするため、道の駅は会社を分けて運営した方がいいという結論に至った。また、株式会社紅鮎の現社長は高齢であり事業承継のタイミングにきていることから、経営形態の変更を模索していた。コロナ禍も相まってこの2つの理由により、株式会社紅鮎から4B 合同会社に指定管理者の変更をお願いしたい。

4B 合同会社の名称の意味は、「紅鮎のB」、「びわこのB」、「bicycleのB」、もう1つのBは関わっていただくみなさんにBを入れていただく意味で4B としており、紅鮎が深く関わっていく意思の表れである。自身が指揮を執っていることから、一体の会社であると考えている。

今後持ち株会社を設立し、株式会社紅鮎と4B 合同会社を並列の形態にする。将来像として、農作物を道の駅まで持って来ることができない農家さんも多くなってきたため、集荷や運送のための会社を立ち上げたり、体験農園の実施に向け農業法人の資格を持った会社の設立などを予定している。ホールディングス化により会社の設立もしやすく、道の駅の経営や機動性の強化が可能であるため、4B 合同会社による指定管理の運営を行いたい。

道の駅は長浜市民の方に働いていただいているが、従業員に変更はなく、また、事業計画や収支計画には変更はない。指定管理者が変わってもやり方は変わらない。

【別紙②】

湖北みずどりステーション 指定管理者変更 質疑応答

- (委員) 4B 合同会社の設立形態は新設か、株式会社紅鮎の会社分割や組織再編か。
- (申請者) 私（山本享平氏）が出資し、新たに設立した会社である。
- (委員) 組織再編により設立しなかった理由は何か。
- (申請者) 旅館と道の駅の2施設でコロナ関係の補助金を受けたいが、株式会社紅鮎で2つ補助金を受けることができない。4B 合同会社を申請者として道の駅の補助金を受けようとしたところ、指定管理施設との関係性を明確にするよう回答があったため、4B 合同会社で指定管理を受けたほうが物事が進みやすいと考えたことから、指定管理者の変更を申請したところである。
- (委員) 会社分割で設立する方法もあったと思うが、全く新しく設立した経緯は。
- (申請者) 新しく設立する方が簡単であったということと、株式会社紅鮎と4B 合同会社の取引銀行が異なることが理由である。
- (委員) コロナ関係の補助金は、道の駅の特別のメニューがあるのか。
- (申請者) 国道沿いの道の駅から順番に補助が出るメニューを国土交通省が持っているが、湖岸道路沿いは道の駅の中では規格が低くなるため、道の駅単独で補助を受けられるメニューがなかなかない。
コロナ関係の補助金を観光事業者という名目で補助金を取りに行ったが、株式会社紅鮎では旅館か道の駅どちらかでしか申請できない。本業の旅館が潰れて道の駅が残るというわけにはいかないため、本業の強化を行ってから、道の駅を強化しようと考えている。
- (委員) 指定管理の指定を受けたときの事業の方向性と比べて、コロナによる想定外の現状があれば教えていただきたい。
- (申請者) 生産者がコロナに対する恐怖感を持っており、イベントや集客事業への反対もあり、前向きな投資ができなかった。
このままの状態が続けていくわけにはいかないため、生産者さん向けに報告会を行って、前向きに事業を進めていくようにしている。
建物自体がもともと道の駅として建てられていないため、死角が多かったり、荷捌き場がなかったり、本来道の駅に必要な機能がなかったり、トイレも道の駅としてはキャパシティーが足りない。施設の老朽化もある。現状の経営状況で投資ができないので、県の観光部局とも協議もして、施設の改修ができないか検討している。
お客さんは少ないものの客単価は上昇傾向にあり、レストランも土日にコロナ前の平日くらいの売り上げが出るようになって

- きた。前向きにやっていきたい。
- (委員) 他府県からのお客さんが多く、他府県から嫁がれた若い主婦の方も多く利用している。年末に鯖そうめんが販売されていて、購入された方もいたため、観光客や県外に PR ができたらと思う。ロケーションもよく、SNS の発信もされているということなので、委託ではなく、従業員の方が発信できるといいと思う。
- (委員) 4B 合同会社で補助金を受け、道の駅でどのように活用するのか。
- (申請者) 当初はグランピングを考えていたが、湖西でかなりグランピングができています。何年かすれば収益の上がない事業形態になることが想定される。生産者の野菜や肉を提供するバーベキューを提案しようと考えています。また、テントサウナを旅館でやっているが、漁業組合の倉庫を借りて尾上の浜で仮設のテントサウナを実施することで、水辺にある道の駅として魅力を発信していきたい。そのほか、野鳥センターと連携してフォトコンテストも実施している。できるかどうかわからないが、道の駅を鳥がイメージできるように改装することを検討している。
- (委員) 事業計画に変更がないということであるが、コロナ禍において事業計画に変更がないということに無理があるのではないかとと思うが、どのように考えているか。
- (申請者) 生産者さんと会話をする中で前向きな方もたくさんいて、コロナ禍さえ終わればなんとかなると考えています。株式会社紅鮎の前の決算はコロナ禍が直撃したときに比べ回復し、Goto トラベルの効果もあって、平年並みとなった。道の駅についても、観光客が多いことから Goto トラベルが再開すれば計画に近い数字になると思う。計画を見直すにしても、小さく計画を掲げると生産者さんもがっかりされる。現状はできる限りの手を尽くして、どうしても無理な場合は担当課と調整したい。計画を維持してやっていきたいという意思の表明ということで受け取っていただきたい。

【別紙③】

湖北みずどりステーション 指定管理者変更 審査

(委員長) 当初の事業計画や収支計画に大きな変更はないということであったが、今回の審査のポイントは、4B 合同会社に指定管理者を変更しても問題がないか、特に財務書類など経営上の問題がないかということと思われる。財務状況についてご意見を願います。

(委員) 4B 合同会社の決算報告書を見ると、率直に言うと経営状態はよくない。いわゆる債務超過の状況にある。新たに設立された会社で、株式会社紅鮎から生まれた会社であることから、市として4B 合同会社に指定管理業務を委託するリスクを回避する必要がある。民法470条の2に併存的債務引き受けの規定があり、元の債務者(紅鮎)と4B 合同会社に連帯債務をとるような契約を締結することを検討されてはどうか。

会社分割や組織再編により設立した会社であれば、自動的に併存的債務引受は適用されるものの、今回は新規設立の会社であることから、協定か別で契約を締結してリスク回避を検討していただきたい。

(農業振興課) 当初そういう心配もあったことから、何らかの形で書面で残した方がいいのではないかという話もあった。ご指摘いただいた内容について確認し、そういった方法がとれるのであれば明確にしたい。

指定管理者制度の中で別会社に併存的債務引受を契約に織り込むことは可能なのか。

(委員) 指定管理の契約形態は特殊であるため、協定に織り込めるかどうかは断言できないが、別契約でも可能ではないかと思う。株式会社紅鮎と全く別の団体に指定管理者にお願いするにあたって、経営の悪化で切り離されてしまうリスクがある。顧問弁護士に相談し、検討していただきたい。

(委員長) それでは、4B 合同会社の経営状況悪化により指定の取消となった場合のリスク回避のため、民法第470条の2の規定による併存的債務引受を協定に織り込むか別契約で締結する条件をつけて、指定管理者候補は4B 合同会社として決定してよろしいか。

(異議なし)

結論、指定管理者候補は4B 合同会社とする。(条件付き)

条件：併存的債務引受を協定に織り込むか別契約で締結すること。